

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成26年9月19日

消防庁

「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会報告書」の公表

消防庁に設置した「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会」において、このたび、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の見直しの方向について、報告書が取りまとめられましたので公表いたします。

1 報告書の概要

(1) 東日本大震災の教訓を踏まえた見直しの方向

東日本大震災では、消防においても職員、消防車両、消防庁舎及び消防水利が被 災するなど消防の活動に多大な影響が生じたことから、これらの教訓を踏まえ、「消 防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の見直しの方向が取りまとめられました。

〔主な見直し項目〕

- 大規模災害時に備え、非常用車両を人口規模に応じて一定の目安を示した配置基準と することが適当
- 〇 消防庁舎の機能確保が困難となる場合に備え、代替施設で当該機能を確保するための 計画を策定することを明記することが適当
- 耐震性を有する消防水利を計画的に整備することについて明記することが適当
- (2) 消防を取り巻く環境の変化等を踏まえた見直しの方向

急速な高齢化に伴う救急需要の増大等に対応するための救急体制の確立、予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の構築など、消防を取り巻く環境の変化を踏まえ、「消防力の整備指針」の見直しの方向が取りまとめられました。

〔主な見直し項目〕

- 〇 現状の救急自動車の整備数や救急出動件数の将来推計等を踏まえ、人口に基づく配置 基準を見直し、救急自動車を増強配備することが適当
- 〇 立入検査業務・違反是正業務を行う予防要員を増員し、予防業務の執行体制の強化を 図ることが適当

2 資料

「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会報告書」の概要

※ 報告書全文は、消防庁ホームページに掲載しています。

[http://www.fdma.go.jp/]



(連絡先)消防庁消防・救急課

坂本課長補佐、今井係長

電 話 03-5253-7522 (直通)

ファクシミリ 03-5253-7532

電子メール keibou@ml.soumu.go.ip

「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会」報告書(概要)

検討会設置の背景

東日本大震災では、消防においても職員、消防車両、消防庁舎及び消防水利が被災するなど消防の活動に多大な影響が生じ、この教訓を踏まえた 提言が消防庁の各検討会においてなされた。

また、多様化する災害態様に的確に対応するための消防体制の整備、予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の構築、さらに、急速な高齢化に伴う救急需要の増大等に対応するための救急体制の確立など、消防を取り巻く環境の変化に対応した消防の体制強化が求められている。

検討事項

- (1) 東日本大震災の教訓を踏まえた「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の見直しに関すること
- (2) 消防を取り巻く環境の変化に対応した「消防力の整備指針」 の見直しに関すること
- (3) その他必要と認める事項に関すること

検討会の開催状況

検討会	WG	議題
[第1回検討会・WG合同会議] H25年9月2日		○ 消防の現況について ○ 改正検討項目について
	[第1回WG] H25年11月18日	〇 施設に関する項目の見直しの方 向性について
	[第2回WG] H26年1月28日	〇 人員に関する項目及び消防水利 の基準の見直しの方向性について
	[第3回WG] H26年4月15日	〇 「消防力の整備指針」及び「消防 水利の基準」の改正(案)について
[第2回検討会・WG合同会議] H26年7月3日(木)		O WGにおける検討結果について
[第3回検討会・WG合同会議] H26年8月6日(水)《書面審議》		O 報告書(案)について

検討体制

(敬称略:五十音順 ○の委員はワーキンググループと兼職)

		(石	阪称略:五十音順 〇の委員はワーキンググループと兼明
【検討会】			
[座長]	〇関澤	愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
[委員]	荒井	守	全国消防長会副会長(横浜市消防局長)
	伊藤	英男	危険物保安技術協会事故防止調査研修センター長
	大江	秀敏	全国消防長会会長(東京消防庁消防総監)
	小川	英雄	静岡県危機管理監 (~H26.3.31)
	岩田	孝仁	静岡県危機管理監(H26.4.1~)
	古口	達也	茂木町長
	〇座間	信作	横浜国立大学客員教授
重川希志依			常葉大学大学院環境防災研究科教授
	〇清水	庄平	立川市長
	田村	圭子	新潟大学危機管理室教授
	中川	和之	株式会社時事通信社解説委員
	原	正之	公益財団法人日本消防協会理事長
	ОШП	芳裕	杏林大学医学部救急医学教室教授
<u>【ワーキンググループ】</u>			
[WG長]	関澤	愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
[委員]	秋山	昭二	財団法人日本消防協会業務部長(~H26.3.31)
	佐野	元康	公益財団法人日本消防協会業務部長(H26.4.1~)
	石松	秀喜	北九州市消防局長
	及川	淳之助	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部消防長
	大野	耕司	金沢市消防局長
	小澤	浩子	赤羽消防団副団長

東京消防庁企画調整部長

主な見直しの方向

《消防力の整備指針》・・・施設に係る指針

第 10 条 化学消防車

第4類危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所(危険物を保有する5対象施設)の数は減少しているが、火災・流出事故件数は施設によってバラツキがあるものの全体としては増加傾向にある。

▶ 危険物施設ごとの火災・流出事故発生割合に応じて、化学消防車を適正に配置することが適当

第15条 救急自動車

救急出動件数は年々増加している。また、全国の救急自動車の整備状況は、現行基準を上回って配置している消防本部が多く、比較的管轄 人口が小さい消防本部ほどその傾向が強い。

→ 現状の救急自動車の整備数や救急出動件数の将来推計等を踏まえ、人口に基づく配置基準を見直し、救急自動車を増強配備することが適当

第19条 非常用消防自動車等及び非常用救急自動車

東日本大震災では多くの消防車両が被災し、出動可能な車両を確保することに困難を極めたが、非常用車両を配置していた消防本部では、 被災車両の代替としてそれらの車両で活動を行った。また、大規模災害時に消防本部の総力をもって対応するためには、非番や週休日の職員 が参集した際に使用する車両を整備しておくことが必要である。

▶ 人口規模に応じて、一定の目安を示した配置基準とすることが適当

第25条 消防本部及び消防署所の耐震化等

東日本大震災では、地震による揺れや津波により、消防庁舎に大きな被害が生じ、その機能を維持することが困難となった署所については、 被害の少なかった公共施設等へその機能を移転して対応した例があった。大規模災害発生時において、消防本部の機能を維持確保するための 計画をあらかじめ策定しておくことが必要である。

➢ 浸水対策及び消防庁舎の機能維持が困難となる場合に備え、他署所、公共施設等で当該機能を確保できる計画をあらかじめ策定することを明記することが適当

《消防力の整備指針》・・・人員に係る指針

第30条 救急隊員

救急出動件数の増加に伴い、救急隊1隊あたりの出動件数が増加するとともに、救急出動1件あたりの活動時間も年々長くなっており、救 急隊員を取り巻く環境は厳しく、疲労回復の取組が重要になっている。

≫ 労務管理の観点から、救急隊員の交替要員を地域の実情に応じて配置することが適当。

第33条 通信員

通信施設の機能が向上し、管轄人口規模が大きな消防本部ほど人口に基づく基準数より少ない人数で運用している。

▶ 通信施設の機能向上等を踏まえ、配置基準を実態に合わせるとともに、勘案によって総数を増加させることも可能とすることが適当

第34条 消防本部及び署所の予防要員

消防法令違反の是正への取組を強化することは喫緊の課題である。さらに、違反対象物に係る公表制度や防火対象物に係る表示制度の導入 等により、立入検査や違反処理に係る業務量は増加が見込まれ、これらの業務の執行体制の充実強化が必要となる。

立入検査業務・違反是正業務を行う人員を増員し、予防業務の執行体制の強化を図ることが適当

第35条 兼務の基準

予防要員については、専従の職員を充てることが適当

- 一方で、業務の執行に必要な知識等を有すると認められる交替制により勤務する職員が、予防要員を兼務することも有効な人材活用方策と 考えられる。
 - ⇒ 専従の予防要員を配置することが困難である場合に、必要な要件を満たした交替制により勤務する職員を充てることができるとすることが適当

第36条 消防本部及び署所の消防職員の総数

消防の応援・受援計画の策定等の業務を行う人員の数は、庶務要員として取扱っているが、特に管轄人口の多い消防本部で、その業務量が 増加している。

▶ 「庶務の処理等」の中に、消防の相互応援に関する業務が含まれていることを明記することが適当

第38条 消防団の業務及び人員の総数

消防団員の総数の算出については、地域特性や歴史的背景から機械的に算出することは困難である。また、消防団の意義について言及する必要がある。

➢ 消防団の意義について明記し、その総数は業務を円滑に行うために必要な人数とすることが適当

《消防水利の基準》

第1条 目的

「消防力の基準」(現行の消防力の整備指針)については、平成 12 年の改正時に、その位置付けが「必要最少限度の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」に改められていることを踏まえると、「消防水利の基準」についても、同様の位置付けにすることが適当と考えられる。

▶ 「最少限度」という表現を改め、「市町村の消防に必要な水利の基準を定めるもの」とすることが適当

第4条 消防水利の配置

東日本大震災の被害が大きかった地域では、水道の断水により消火栓が使用不能となったが、耐震性を有する防火水槽については、消火活動に有効な水利となった。このことから、大規模災害時における消防水利の確保に向けた体制づくりが必要である。

▶ 耐震性を有する消防水利を地域の実情に応じて配置し、計画的に整備することについて明記することが適当